



# 鳥取県公報

平成 26 年 2 月 7 日 (金)  
号外第 10 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (2 件) (1・2) .....	2
--------	---------------------------	---

# 監 査 委 員 公 告

## 鳥取県監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成26年2月7日

鳥取県監査委員	岡	本	康	宏
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	湯	口	夏	史
鳥取県監査委員	浜	田	妙	子
鳥取県監査委員	安	田	優	子

### 第 1 監査の概要

#### 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかどうかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

#### 2 監査対象事務

雇用創出事業に係る事務の執行

#### 3 監査対象事務の選定理由

深刻な経済不況に伴う厳しい雇用情勢を踏まえ、本県も国の緊急雇用創出事業や県独自の事業を実施することにより、雇用対策に取り組んでいる。

このような中、他県では、会計検査院の検査等において緊急雇用創出事業で新規雇用者の人件費等の確認が不十分なものや受託者が行った事業が実際の雇用創出に結びついていない状況が見受けられているところである。

このような状況を踏まえ、緊急雇用創出事業に係る基金を財源として県が実施している雇用創出に係る委託事業及び県が独自に行っている雇用創出奨励金の支給が目的に沿って実施され、履行確認等が適正に行われているか検証することとした。

#### 4 実施期間

平成25年9月4日から平成25年12月17日まで

#### 5 監査対象事業及び監査対象機関

##### (1) 緊急雇用創出事業に係る委託事業について

平成 24 年度に実施された事業のうち、雇用人数の多かった次の 2 機関で実施された委託事業を監査対象事業とした。

ア 鳥取県福祉保健部長寿社会課

(ア) 鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業

(イ) 介護サービス向上のための職員加配支援事業及び鳥取県現任介護職員等研修支援事業

イ 鳥取県商工労働部雇用人材総室

(ア) 重点分野職場体験型雇用事業

(イ) 新卒未就職者等実務研修型雇用事業

##### (2) 雇用創出を目的とした一般事業（雇用創出奨励金）について

平成 24 年度に雇用人員の多かった次の 2 機関で支給された雇用創出奨励金を監査対象事業とした。

ア 鳥取県商工労働部立地戦略課

(ア) 「もっと働きたい！」を応援する鳥取県正規雇用奨励金及び「働くぞ！」頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金（以下「鳥取県正規雇用創出奨励金」という。）

(イ) 「働くぞ！」頑張る企業を応援する鳥取県大量雇用創出奨励金（以下「鳥取県大量雇用創出奨励金」という。）

イ 鳥取県商工労働部経済産業総室

(ア) 鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金

6 実施方法

監査対象機関に対して監査調書の提出を求め、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者からの説明を聴取するなどの方法により実地監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 事業実施の手続等は適正に行われているか
- (2) 事業の履行確認は適正に行われているか
- (3) 事業実施の効果の確認は行われているか

8 監査の執行者

監査の執行者は、次のとおりである。

監査委員	おか	もと	やす	ひろ
	岡	本	康	宏
監査委員	い	ぎ	たか	し
	伊	木	隆	司
監査委員	ゆ	ぐち	なつ	み
	湯	口	夏	史
監査委員	はま	だ	たえ	こ
	浜	田	妙	子
監査委員	やす	だ	ゆう	こ
	安	田	優	子

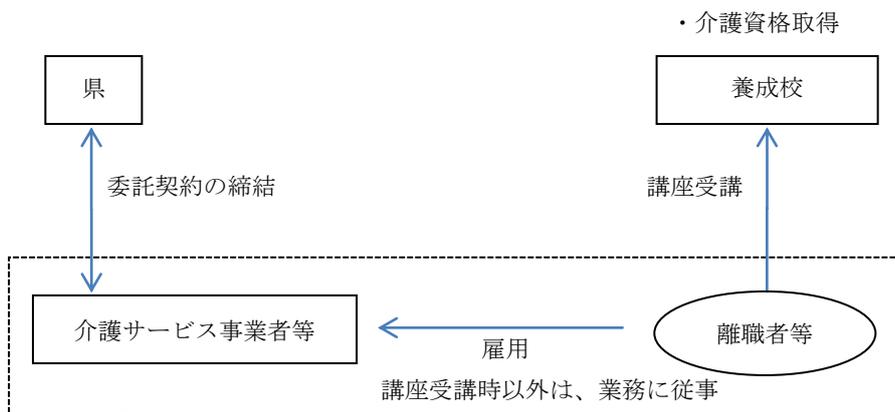
第 2 監査対象の概要

1 緊急雇用創出事業（委託事業）について

(1) 長寿社会課

ア 鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業（実施年度：平成 21 年度～平成 24 年度）  
 離職失業者等を有期雇用契約労働者として雇い入れ、介護職員として介護施設等で働かせるとともに、当該離職失業者等に対して介護資格取得のための研修を受講させる事業を介護・障がい福祉サービスを行う事業者等（以下「介護サービス事業者等」という。）に委託することにより、介護分野における人材の確保と職場環境の改善を促進することを目的とする事業である。

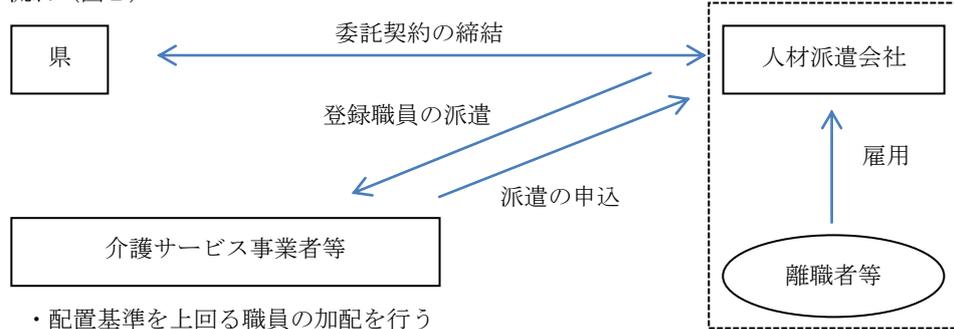
・事業の流れ（図 1）



イ 介護サービス向上のための職員加配支援事業（実施年度：平成 22 年度～平成 24 年度）

「利用者の処遇向上」のために配置基準を上回る職員の加配（有期雇用）を行う介護サービス事業者等に対して、人材確保支援を行うとともに、現下の経済雇用情勢に鑑み、本県における雇用の機会の拡大を図ることを目的として人材派遣会社に委託して実施する事業である。

・事業の流れ（図 2）

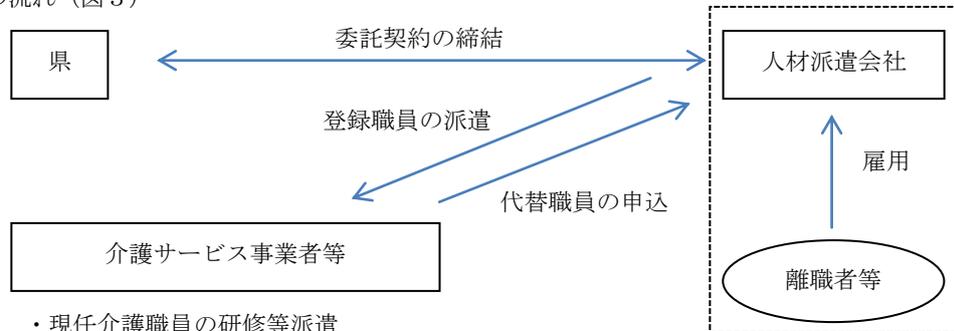


・配置基準を上回る職員の加配を行う

ウ 鳥取県現任介護職員等研修支援事業（実施年度：平成 22 年度～平成 25 年度）

介護サービス事業者等が、資質向上や資格取得のため現に雇用する介護職員等に対し研修を受講等させる場合に、その代替職員を雇用する事業を実施し、もって、本県における介護・障がい福祉サービスの質の向上を図るとともに、雇用機会の拡大を図ることを目的として人材派遣会社に委託して実施する事業である。

・事業の流れ（図 3）



・現任介護職員の研修等派遣  
・代替職員の受入

(2) 雇用人材総室

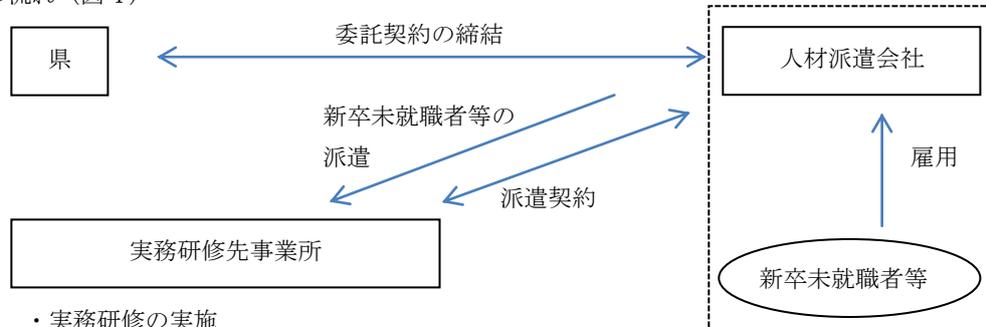
ア 重点分野職場体験型雇用事業（実施年度：平成 21 年度～平成 25 年度）

県内の失業者及び未就職卒業者に短期の雇用機会を提供するとともに、重点分野の振興を図るため、職場体験型雇用事業を実施し、人材供給の契機とするための事業を県内企業等へ委託して実施する事業である。

イ 新卒未就職者等実務研修型雇用事業（実施年度：平成 23 年度～平成 25 年度）

鳥取県内に在住する新卒未就職者等を雇用し、就職に向けた基礎研修及び事業所への派遣による実務研修を実施することで、早期就職に結びつけることを目的として人材派遣会社に委託して行われる。

・事業の流れ（図 4）



・実務研修の実施

2 雇用創出を目的とした一般事業（雇用創出奨励金）について

(1) 立地戦略課

ア 鳥取県正規雇用創出奨励金

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成 15 年鳥取県条例第 4 号）に基づく知事認定等（以下「知事認定等」という。）を受けた事業主が、一定の要件を満たした正規雇用を行った場合に、一人当たり 100 万円を限度とし雇用開始後 6 月ごとに 50 万円ずつ支給するものである。

イ 鳥取県大量雇用創出奨励金

鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく情報通信関連雇用事業補助金の知事認定を受けた事業主が、1 年間に 20 人以上新たに、一定の要件を満たした雇用を行った場合に、一人当たり 70 万円を雇用開始 1 年後に支給するものである。

(2) 経済産業総室

ア 鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）の規定に基づく、経営革新計画等（以下「経営革新計画等」という。）の知事承認等を受けた事業主が、一定の要件を満たした正規雇用を行った場合に、一人当たり 100 万円を限度とし雇用開始後 6 月ごとに 50 万円ずつ支給するものである。

第 3 監査結果及び監査意見

1 緊急雇用創出事業（委託事業）について

(1) 事業実施の手続等は適正に行われているか

【監査結果】

法令等に沿って概ね適正に手続等が行われていたが、次のとおり一部に不適切な取扱いがあった。

ア 消費税等の取扱いについて

消費税等課税事業者である受託者について、厚生労働省の通知により消費税を含まない事業費に消費税率を乗じて消費税額を算定するよう指導されていたにもかかわらず、消費税を含む事業費にさらに消費税率を乗じて消費税額を算定し、委託費の消費税相当額を重複して計上していた。

（該当事業： 鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業（長寿社会課）、重点分野職場体験型雇用事業（雇用人材総室）及び新卒未就職者等実務研修型雇用事業（雇用人材総室）

【監査意見】

ア 消費税等の取扱いについて

消費税等の取扱いについては、厚生労働省の通知に従い適切に処理されたい。

(2) 事業の履行確認は適正に行われているか

【監査結果】

適期に履行確認され、事業の履行状況についても概ね適正に確認されていたが、次のとおり一部に確認が不十分なものや改善を要する事項があった。

ア 仕様書に定める実施方法等の確認について

(ア) 仕様書に定める業務の実施状況等の確認について、次のような状況が見受けられた。

- ・ 有期雇用労働者が離職失業者であることの確認を受託者が行っていたかどうかを、県において確認していないものが多かった。
- ・ 受託者がハローワークを通じて求人を行ったかどうかを求人票等で県が確認していないものが多かった。
- ・ 受託者に対し実際の勤務時間などを確認できる書類の提出を求めているため、賃金台帳に勤務時間の記載があるものを除き勤務時間を県が確認していないものが散見された。

（該当事業： 鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業（長寿社会課）

イ 実績報告書の確認について

(ア) 契約に基づく報告書類の種類が多く、確認すべき項目は多いが、検査項目や着眼点等の整理等は行われていなかった。

（該当事業： 介護サービス向上のための職員加配支援事業（長寿社会課）、鳥取県現任介護職員等研修支援事業（長寿社会課）及び新卒未就職者等実務研修型雇用事業（雇用人材

総室))

(イ) 提出書類は揃っていたものの、内容についての確認が行われていなかったため、委託期間外の人件費を計上している実績報告書を受理しているものがあつた。

(該当事業： 鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業（長寿社会課）

(ウ) チェックリストを作成し検査を行っているものの、出勤簿と研修日報の照合についての項目がチェックリストに盛り込まれていなかったため、出勤日と研修日の不一致を確認しないまま実績報告書を受理しているものがあつた。

(該当事業： 重点分野職場体験型雇用事業（雇用人材総室）

【監査意見】

ア 仕様書に定める実施方法等の確認について

実績報告書等の添付書類として、求人票や勤務実態を確認できる書面の提出を求めるなど、要件に合った雇用が行われたことを確認する必要がある。

イ 実績報告書の確認について

(ア) 検査項目や着眼点等を具体的に整理したチェックリストを整備するなど、履行確認検査の実効性の向上を図られたい。

主な監査結果の内訳（監査対象：各事業 60 件）

区 分	消費税等の不適切な取扱いについて	仕様書に定める実施方法等の確認不足について			実績報告書の確認不足について
		離職失業者の確認	求人票等の確認	勤務時間の確認	
働きながら資格を取る	27件	52件	55件	24件	1件
重点分野職場体験型	15件	—	—	—	2件

働きながら資格を取る：鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業

重点分野職場体験型：重点分野職場体験型雇用事業

(3) 事業実施の効果の確認は行われているか

【監査結果】

事業の実施により正規雇用の増加及び継続雇用について一定の効果があつたことが、次のとおり確認されていた。

ア 鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業

平成 24 年度に雇用された 45 人のうち 42 人（93.3 パーセント）が資格を取得し、委託契約終了後も 33 人（73.3 パーセント）が継続して雇用されている。

平成 24 年度実施状況

有期雇用契約 労働者数	委託契約終了後の状況	
	資格取得者	正規雇用者
45人	42人 (93.3パーセント)	33人 (73.3パーセント)

イ 介護サービス向上のための職員加配支援事業及び鳥取県現任介護職員等研修支援事業

介護サービス向上のための職員加配支援事業及び鳥取県現任介護職員等研修支援事業では、派遣された 108 人のうち 41 人（38.0 パーセント）が、派遣期間満了後も正規職員として引き続き派遣先で雇用されている。

また、介護職員として他の介護事業者等に就業している者も 23 人（21.3 パーセント）あつた。

平成 24 年度実施状況

区分	派遣者数	派遣終了後の状況		
		正規雇用者	介護職従事者	計
職員加配 支援事業	65人	23人 (35.4パーセント)	15人 (23.1パーセント)	38人 (58.5パーセント)
研修支援 事業	43人	18人 (41.9パーセント)	8人 (18.6パーセント)	26人 (60.5パーセント)
計	108人	41人 (38.0パーセント)	23人 (21.3パーセント)	64人 (59.3パーセント)

職員加配支援事業：介護サービス向上のための職員加配支援事業

研修支援事業：鳥取県現任介護職員等研修支援事業

介護職従事者：派遣先以外で引き続き介護職に従事している者

#### ウ 重点分野職場体験型雇用事業

事業者が即戦力となる人材を求める傾向がある中、職場体験型雇用事業は、人件費の負担が少ない中で人材の育成が可能となり、それにより職場体験修了者 287 人のうち 162 人 (56.4 パーセント) が正規雇用、53 人 (18.5 パーセント) が非正規雇用として継続雇用されている。

平成 24 年度実施状況

職場体験者数	職場体験終了後の状況	
	正規雇用者	非正規雇用者
287人	162人 (56.4パーセント)	53人 (18.5パーセント)

#### エ 新卒未就職者等実務研修型雇用事業

実務研修終了後、新卒未就職者等 58 人中 41 人 (70.7 パーセント) が実務研修先に引き続き継続雇用されている。

また、過年度の研修終了後 1 年から 2 年経過した者についても、実務研修先にそのまま雇用されている者が修了者の約 5 割、実務研修先に限らず何らかの職に就いている者は 8 割弱となっている。

平成 24 年度実施状況

研修修了者数	研修終了後の状況
	正規雇用者
58人	41人 (70.7パーセント)

### (4) 緊急雇用創出事業 (委託事業) に係る総括意見

#### ア 検査の実施体制について (長寿社会課)

鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業では、平成 22 年度までは履行確認の検査は全て実地で行っていたが、委託事業が実施から数年経過し受託者の事業に対する理解が進んできたこと判断したことから、業務分担の変更により、事業開始当初は、担当者 2 人 (うち 1 人は専任非常勤職員) であったものが、平成 24 年度から 1 人 (兼任) となり、その職員がその他の業務も担当しながら 124 件の契約の検査を行うこととなったため、十分な時間が充てられず書面のみで行うことが基本となっていた。

また、介護サービス向上のための職員加配支援事業及び鳥取県現任介護職員等研修支援事業についても鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業と担当者が同じであることから、検査に十分な時間が充てられない状況であった。

については、今後、事業の実施に当たって履行確認の検査に十分な時間が充てられない状況が予想される場合には、検査の実施体制の確保に努められたい。

#### イ 事業の評価について (長寿社会課)

長寿社会課では、緊急雇用創出事業の実施によって雇用の創出及び介護職員等の確保に成果を収めていると考えている。

その一方で、事業の目的である加配職員の配置、職員の資質向上等についての成果は、把握が困難との理由で評価が行われていない。

しかし、今後、人材の確保対策、介護サービス向上のための事業に取り組んでいく上で、何らかの評価を行い参考とすることが必要である。

## 2 雇用創出を目的とした一般事業（雇用創出奨励金）について

### (1) 事業実施の手続等は適正に行われているか

#### 【監査結果】

法令等に沿って概ね適正に手続等が行われていたが、次のとおり一部に不適切な処理があった。

#### ア 鳥取県大量雇用創出奨励金に係る基準人員の算定について

対象雇用者の算定の基準となる人員（以下「基準人員」という。）の算定について、基準人員に含めるべき、基準人員算定日の退職者を含めずに処理していた。

（該当事業：鳥取県大量雇用創出奨励金（立地戦略課））

#### 【監査意見】

ア 要領の規定に従って適切に処理されたい。

### (2) 事業の履行確認は適正に行われているか

#### 【監査結果】

適期に履行確認され、事業の履行状況についても概ね適正に確認されていたが、次のとおり一部に確認が不十分なものや改善を要する事項があった。

#### ア 申請内容の審査について

審査に必要な書類の添付を義務付け、申請時に確認しているが、タイムカードや出勤簿による実際の勤務状況や賃金の支払状況など、実態として要件が満たされているかどうかの把握が行われていなかった。

（該当事業：鳥取県正規雇用創出奨励金（立地戦略課）、鳥取県大量雇用創出奨励金（立地戦略課）及び鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金（経済産業総室））

#### イ 解雇理由の確認について

申請後の返還要件である、正規雇用創出奨励金の対象雇用者の雇入日から 1 年 6 か月を経過する日までの間の事業主都合による解雇の有無の状況について、継続して申請が行われている事業主については確認していたが、本事業が単年度で終了する事業主については確認していなかった。

（該当事業：鳥取県正規雇用創出奨励金（立地戦略課）、鳥取県大量雇用創出奨励金（立地戦略課）及び鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金（経済産業総室））

#### 【監査意見】

#### ア 申請内容の審査について

申請書への添付書類や申請の内容確認は行われていたが、審査項目を整理したリスト等を作成することにより、さらに審査の正確性を確保するよう検討されたい。

また、全件について実地審査を行うことは困難であると思われるが、審査の有効性の検証や事業者に対する牽制の意味でも、サンプリングや抜き打ちによる実地審査を行うことを検討されたい。

#### イ 解雇理由の確認について

申請後の返還要件である事業主都合による解雇の有無の確認については、奨励金の支給が単年度で終了する事業主についても確認できるよう、知事認定等に係る事業継続努力義務期間内に提出される事業状況報告等の際に併せて報告を求める等の方法を検討されたい。

### (3) 事業実施の効果の確認は行われているか

#### 【監査結果】

事業の実施により正規雇用の増加及び継続雇用について一定の効果があったことが、次のとおり確認されていた。

#### ア 鳥取県正規雇用創出奨励金及び鳥取県大量雇用創出奨励金

企業の進出等に伴い、鳥取県正規雇用創出奨励金で 373 人、鳥取県大量雇用創出奨励金で 64 人の雇用があった。

イ 鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金

経営革新計画等の実行により 148 人の雇用があった。

平成24年度実施状況

区 分	雇用者数
鳥取県正規雇用創出奨励金	373人
鳥取県大量雇用創出奨励金	64人
鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金	148人

第 4 総括意見

1 実地検査の実施体制の確保について

今回の監査の対象とした事業の中には、対象案件が多く時間的な余裕がないことから、全ての案件について事業の履行確認が、事業実績報告書等の書面のみで行われているものがあつた。

事業確認に要する時間的な制約があることは理解できるものの、対象事業はいずれも一定期間の事業主による雇用実態を要件としており、その要件確認の実効性を高める観点からは、抽出などにより実地検査も取り入れることが必要と考える。

については、雇用を要件とする事業の確認検査においては、サンプリングや抜き打ちで実地に検査を行える体制の確保について努められたい。

2 緊急雇用創出事業廃止後の対応について

国の緊急雇用創出基金を活用した事業については、鳥取県において雇用創出を目的として緊急的に各部局で取り組まれてきたところである。

今回、監査対象とした鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業（平成 21 年度から平成 24 年度まで実施）や重点分野職場体験型雇用事業（平成 21 年度から平成 25 年度まで実施）等においても、厳しい経済雇用情勢の中、相当数の雇用機会の創出が行われた。

その結果、就業が可能となった者だけでなく、介護分野のように、人材確保によって「利用者の処遇向上」や「職員の資質向上」などについて事業の利用者である県民に対してもその効果は及んだものとする。

については、事業廃止によるこれらの効果への影響を検証し、一般施策として対応すべきところがないか点検されたい。

鳥取県監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成24年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成26年2月7日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史  
 鳥取県監査委員 浜 田 妙 子  
 鳥取県監査委員 安 田 優 子

第 1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、国補助事業と県単独事業を合わせ全体として補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を1,000万円以上交付している団体又は県単独事業で補助金等を200万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	35	12	11	1
指定管理者	10	2	2	0
補助金等交付団体	364	36	19	17
合 計	409	50	32	18

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

平成25年3月8日から同年11月21日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	おかもと	やすひろ
	岡本	康宏
同	いぎ	たかし
	伊木	隆司
同	ゆぐち	なつみ
	湯口	夏史
同	はまだ	たえこ
	浜田	妙子
同	やすだ	ゆうこ
	安田	優子

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 伊木隆司は、一般財団法人鳥取県観光事業団、社会福祉法人尚徳福祉会及び公益財団法人鳥取県臓器・アイバンクについて監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概 要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項として、その内容を公表するとともに、関係する部局長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うことについて該当する団体を指導するよう、文書により通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものを注意事項として、関係する部局長に対し、是正し、又は注意することについて該当する団体を指導するよう、文書により通知した。

ア 予算事務

予算を超えての執行

イ 収入事務

現金出納簿の未記帳

ウ 支出事務

旅費支出金額の誤り

エ 契約事務

予定価格調書の未作成、理由のない随意契約の相手方の選定、契約書に定める業務工程表の未受理その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

実績報告書の金額等誤り、他団体からの交付申請書の受理の遅延その他補助金等に係る事務手続の不  
適正

カ 財産管理事務

固定資産等の取得に係る検査報告書の未作成、物品借受申込書の未提出その他財産管理事務手続の不  
適正

キ その他

会計諸帳簿の未整備、財務諸表に対する表示誤りその他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
		指定管理	補助金等
公益社団法人鳥取県人権文化センター 〔指定管理施設〕 ・人権ひろば21	平成25年10月16日	指定管理	9,738,274円
		補助金等	2,711,000円

注 1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。（以下同じ。）

2 実施団体の欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。（以下同じ。）

3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書  
面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。（以下同じ。）

4 財政的援助等の概要の欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関  
する協定に基づいて平成24年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額

である。(以下同じ。)

5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が平成24年度に支出した補助金等(貸付金を除く。)及び県からの貸付金の平成24年度末の残高の合計額である。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

イ 企画部(地域振興部)所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公立大学法人鳥取環境大学	平成25年10月31日	出資金額	4,168,415,000円
		出資比率	50.0パーセント
		補助金等	431,078,762円
学校法人鳥取県理容美容専門学校	平成25年10月31日	補助金等	2,386,000円

注 財政的援助団体等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 経営学部ホームページ作成業務委託契約外2件について、予定価格を設定していなかった。(公立大学法人鳥取環境大学：所管課 教育・学術振興課)

ウ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・ 県民文化会館 ・ 倉吉未来中心	平成25年11月7日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100.0パーセント
		指定管理	305,336,526円
		補助金等	30,278,645円
鳥の劇場運営委員会	平成25年11月18日 (書面監査)	補助金等	7,285,700円
公益財団法人鳥取県国際交流財団	平成25年10月17日	出資金額	500,320,000円
		出資比率	79.3パーセント
		補助金等	42,001,175円
一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成25年10月17日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.3パーセント
		補助金等	350,000円
山陰国際観光協議会	平成25年10月31日	補助金等	28,101,165円
一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・ 鳥取砂丘こどもの国 ・ 氷ノ山自然ふれあい館 ・ 中国庭園燕趙園 ・ 中国庭園燕趙園飲食施設及び売店 ・ 夢みなとタワー ・ とっとり花回廊	平成25年11月12日 ～13日	出資金額	500,000円
		出資比率	100.0パーセント
		指定管理	662,579,000円
		補助金等	2,733,871円

・鳥取二十世紀梨記念館			
第13回国際マンガサミット鳥取大会実行委員会	平成25年3月8日	補助金等	71,119,718円
とっとりアニカルまつり実行委員会	平成25年11月21日 (書面監査)	補助金等	11,995,258円

## (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## エ 福祉保健部所管団体

## (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人尚徳福祉会	平成25年11月7日	補助金等	5,157,702円
特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター	平成25年11月18日	補助金等	8,955,000円
特定非営利活動法人因幡万笑の会	平成25年11月20日 (書面監査)	補助金等	14,700,000円
医療法人真誠会	平成25年11月18日	補助金等	15,253,574円
医療法人専仁会	平成25年11月6日 (書面監査)	補助金等	2,182,950円
医療法人社団内科小児科山脇医院	平成25年11月1日 (書面監査)	補助金等	3,548,250円
学校法人にしき幼稚園	平成25年11月7日	補助金等	23,514,000円
学校法人米子西部学園	平成25年11月21日 (書面監査)	補助金等	17,049,000円
学校法人倉吉幼稚園	平成25年10月31日	補助金等	25,945,000円
青少年育成鳥取県民会議	平成25年11月13日	補助金等	7,929,737円
社会福祉法人みその児童福祉会	平成25年11月18日	補助金等	21,740,384円
公益社団法人鳥取県栄養士会	平成25年11月18日	補助金等	3,688,420円
鳥取県食生活改善推進員連絡協議会	平成25年11月13日	補助金等	2,253,000円
公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク	平成25年11月7日	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.3パーセント
		補助金等	11,376,000円

## (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## 〔指摘事項〕

- 鳥取県子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金について、誤った実績報告額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。(学校法人倉吉幼稚園：所管課 子育て応援課)

## オ 生活環境部所管団体

## (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川浄化センター	平成25年10月31日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0パーセント
		指定管理	366,765,391円
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成25年10月17日	出資金額	6,802,536円

		出資比率	34.0パーセント
		補助金等	36,411,823円
一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）	平成25年11月12日 ～13日	指定管理	104,400,000円
鳥取砂丘再生会議	平成25年10月16日	補助金等	20,127,953円
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成25年11月7日	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.2パーセント
		補助金等	15,546,110円
鳥取県交通対策協議会	平成25年11月13日	補助金等	5,515,963円

## (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## カ 商工労働部所管団体

## (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成25年10月17日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0パーセント
鳥取県技能士会連合会	平成25年11月14日	補助金等	5,296,337円
鳥取県職業能力開発協会	平成25年11月14日	補助金等	33,599,852円
日本セラミック株式会社	平成25年11月11日 (書面監査)	補助金等	35,636,000円
株式会社ツーウェイシステム	平成25年11月18日 (書面監査)	補助金等	40,182,000円
気高電機株式会社	平成25年11月14日 (書面監査)	補助金等	21,435,338円
一般社団法人鳥取県物産協会	平成25年11月18日	補助金等	27,204,233円

## (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## キ 農林水産部所管団体

## (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
菌興椎茸協同組合	平成25年11月6日 (書面監査)	補助金等	6,688,000円
鳥取県農業再生協議会	平成25年11月15日 (書面監査)	補助金等	15,135,617円
一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	平成25年11月21日 (書面監査)	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0パーセント
		補助金等	12,863,308円
株式会社東部林業	平成25年11月13日 (書面監査)	補助金等	3,405,713円
鳥取県漁業信用基金協会	平成25年10月31日	出資金額	255,450,000円

		出資比率	34.8パーセント
		補助金等	522,030円
株式会社サングリーン智頭	平成25年11月14日 (書面監査)	補助金等	18,303,653円
八頭土木建築有限公司	平成25年11月14日 (書面監査)	補助金等	5,145,000円

注 八頭総合事務所農林局（東部農林事務所八頭事務所）の所管団体を含んでいる。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ク 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
鳥取港振興会	平成25年11月18日	補助金等	5,427,984円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

ケ 中部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会	平成25年11月14日 (書面監査)	補助金等	13,122,380円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

コ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
鳥取県人権教育推進協議会	平成25年11月14日 (書面監査)	補助金等	4,611,000円
宗教法人聖神社	平成25年11月6日 (書面監査)	補助金等	21,173,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

サ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
公益社団法人とっとり被害者支援センター	平成25年11月14日	補助金等	5,000,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

第 2 監査意見

- 1 企画部（地域振興部）、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、中部総合事務所、教育委員会、警察本部共通

契約事務の執行について（教育・学術振興課、文化政策課、国際観光推進課、観光政策課、まんが王国官房、子育て応援課、健康政策課、公園自然課（緑豊かな自然課）、砂丘事務所、くらしの安心推進課、雇用人材総室、市場開拓課、生産振興課、水産課、中部総合事務所県民局（地域振興局）、人権教育課、警察県民課）

地方公共団体の契約は、競争性・透明性の確保が求められ、競争入札による契約締結が原則となっており、県からの補助金等により契約を行っている団体等にあっても、公金の適正な執行という観点を踏まえた契約を行うことが必要と考える。

このため、契約事務のルールを設けることが望ましいと考えるが、今回監査を行った団体においてルールを設けていない団体が相当数見受けられた。

このうち、とっとりアニカルまつり実行委員会及び鳥取県交通対策協議会では、運営費の大部分を県からの補助金で執行している団体でありながら、特段の事情がなく一者との随意契約が締結され、予定価格の設定や契約書・請書の作成も行われていない事例が見受けられた。さらに、とっとりアニカルまつり実行委員会においては、当初契約やその後の変更契約を見積書を徴しないで行っていたものがあつた。

一方、公立大学法人鳥取環境大学及び一般財団法人鳥取県観光事業団では、契約事務に関する規程により二者以上の者から見積書を徴すべきところを一者と随意契約を締結しており、公立大学法人鳥取環境大学では、予定価格を設定すべきところ、設定していない事例等も見受けられた。

については、県が設立に中心的役割を果たしたり、恒常的に運営に係る補助金を交付しているなど県の関与の度合いが高い団体については、複数見積の徴取や契約書の作成等を定めた契約事務手続のルールづくりを行うよう働きかけられたい。

また、契約事務に関する規程を設けているものの適正に行われていない団体に対しては、適正な執行を指導されたい。

## 2 文化観光局

県内在住外国出身者の支援について（交流推進課）

公益財団法人鳥取県国際交流財団（以下「国際交流財団」という。）では、多文化共生の社会づくりを目指し、県内在住外国出身者の支援のため、市町村での国際交流財団の事業紹介ファイルの配布や、通訳ボランティアの派遣、国際交流コーディネーターの配置による相談対応などが行われている。

県内在住外国出身者の支援を効果的に行うためには、その実情の把握が必要と考えるが、今回監査を実施したところ、国際交流財団では、市町村や国際交流団体等との連携について各団体の活動状況等の情報共有のための連絡会議の開催（東・中・西で年 1 回開催）や県内での交流イベント等の情報提供は行われているものの、県内在住外国出身者の実情について十分把握が行われている状況とは見受けられなかった。

については、県は、国際交流財団に対し、市町村や県内在住外国出身者のグループ等との連携を一層深め、交流事業を進める中で、積極的に県内在住外国出身者の状況把握を行うよう働きかけられたい。

## 3 文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部共通

一般財団法人鳥取県観光事業団が管理運営する指定管理施設の集客促進について（観光政策課、文化政策課、子育て応援課、公園自然課（緑豊かな自然課）、生産振興課）

一般財団法人鳥取県観光事業団（以下「事業団」という。）では、鳥取砂丘こどもの国、氷ノ山自然ふれあい館、東郷湖羽合臨海公園、中国庭園燕趙園、鳥取二十世紀梨記念館、夢みなとタワー及びとっとり花回廊の管理運営を県から受託している。

これらの施設の運営については、事業団本部においての連絡調整や庶務業務などを除き、基本的に施設ごとに縦割りで行われている。

このうち集客促進については、本県の特徴のある施設の運営を行っていることから、これらを戦略的に連携させることにより、効果的な営業活動の実施や魅力的な情報発信などが行えるものと考えているが、事業団での取り組みは、各施設の周遊を促すポスター作成や共通割引券の作成に留まっており、その他の営業活動や広報宣伝は、各施設において個別に行われている状況であつた。

については、県は、事業団が運営する指定管理施設の集客促進が、各施設の戦略的な連携（物語化や営業活

動の共同化等)により、効果的・効率的に推進するよう事業団に働きかけられたい。

#### 4 福祉保健部

##### 臓器移植の推進について (医療政策課)

国内で臓器移植を希望している人は約 1 万 3 千人いるが、臓器移植を受けることができる人は年間約 300 人と少なく、本県においても、腎移植の例では、平成 25 年 10 月 1 日現在、36 人が移植希望登録をされており、臓器移植の推進が切望されているところである。

公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク (以下「臓器・アイバンク」という。)では、臓器移植の推進を図るため、県民に対して、街頭キャンペーンのほか、臓器移植への理解を深めるための「グリーンリボン公開講座」や「移植医療を通していのちについて考える学習会」の実施など普及啓発に精力的に取り組み、平成 24 年 9 月からは臓器移植コーディネーターを 1 名増員するなど体制も強化してきている。しかしながら、県内の意思表示率は 18.4 パーセント (平成 25 年臓器・アイバンク調査結果)と全国平均 (12.6 パーセント、平成 25 年内閣府世論調査結果)は上回っているものの、県が目標とする 30 パーセントには届いておらず、また、これまで県内で臓器提供した方は 3 人 (臓器の移植に関する法律制定 (平成 9 年)以降)となっている。

については、県は、臓器・アイバンクとともに、臓器移植が進んでいない要因を医療現場の状況も踏まえて検証を行い、臓器移植の推進を図られたい。